令和3年 第4回定例会 産業文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和3年第4回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録(第1日目)

本日の会議 令和3年12月13日 招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

 委員長河野龍二
 副委員長八木亮三

 委員西田健
 委員浦川圭一

 委員中村美穂
 賃竹中

欠席委員

委 員 吉岡清彦

職務のため出席した者

議会事務局長 富永正彦

説明のため出席した者

建設産業部長 山口新吾

(土木管理課)

課 長 山 崎 昇 課 長 補 佐 田 中 廣 幸

係 長 松本雄輔

(産業振興課)

課長 州内 佳代子 課長 補佐 畑中隆徳

主 任藤野 亮 主 事 小川高志

水道局長田中一之

(上下水道課)

課長 渡部守史 課長補佐 永石大祐

課長補佐 髙橋庸輔 係 長藤原庸祐

教育次長 山本昭彦 教育委員会理事 田中 真

(教育総務課)

課 長 森 本 陽 子 課 長 補 佐 峰 修 子

係 長 山下泰明

(牛涯学習課)

課 長 北野靖之

本日の委員会に付した案件

議案第68号 令和3年度長与町一般会計補正予算(第9号)

議案第70号 令和3年度長与町下水道事業会計補正予算(第2号)

所管事務調査 新浄水場共同整備計画について 長与三彩窯跡関連遺構について

開 会 9時27分

閉 会 11時50分

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので本日の産業文教常任委員会を開会します。令和3年度第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第70号令和3年度長与町下水道事業会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

渡部課長。

〇上下水道課長 (渡部守史君)

皆さんおはようございます。それでは議案第70号令和3年度長与町下水道事業会計 補正予算(第2号)につきまして提案理由の御説明を申し上げます。予算書の1ページ をお開きください。今回の補正は、第2条、令和3年度長与町下水道事業会計予算第3 条収益的収入及び支出の支出におきまして、第1款下水道事業費用を139万3,00 0円増額し、補正後の費用総額を9億3,953万4,000円とするものでございます。 これは企業債の繰り上げ償還に伴う補償金の増額によるものでございます。次に第3条、 予算第4条資本的収入及び支出の支出におきまして、第1款資本的支出を2,489万 6,000円増額し、補正後の支出総額を6億685万3,000円とするものでござい ます。これは企業債の繰り上げ償還に伴う企業債償還金の増額によるものでございます。 今回の企業債の一部繰り上げ償還をすることになった理由でございますが、今回の対象 となりますのは平成30年度借り入れ分の一部でございまして、本来平成30年度から 令和元年度に繰り越した事業につきましては、事業完了となる令和元年度に借り入れと なるところでございますが、平成30年度に支払った前払い金を平成30年度借り入れ の根拠となる事業対象経費の中に含めてしまい、本来であれば令和元年度に借り入れす べき金額を平成30年度に借り入れてしまったのが原因でございます。以上が今回の補 正予算の主な内容でございます。なお、議案のあとに長与町下水道事業会計補正予算に 関する説明書を添付いたしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (河野龍二委員)

これから質疑を行います。議案書、また説明書を併せて質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

繰り上げ償還の理由は御説明いただいて分かったんですが、これは繰り上げて償還するに当たって補償金を支払っていますが、元々のいわゆる利息分というようなことで、別に繰り上げ償還したから本来の繰り上げないで償還したときに対して損失が出たとか、そういうことではないということで、よろしいんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

渡部課長。

〇上下水道課長 (渡部守史君)

おっしゃるとおりでございます。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

参考までに、こういうケースは結構よくあるものでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

渡部課長。

〇上下水道課長 (渡部守史君)

結構とは言えないと思うんですけど、全く無いっていう話ではないと機構の方からも、 機構の中でこういった場合は繰り上げ償還になりますよというケースがあるので、それ に当てはまってしまったケースは全国的に見ればあるかと思われます。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

確認ですが、そうすると機構の方から指摘されてということですか。当然繰り上げと 任意繰り上げがあると思うんですけど、当然繰り上げに当ったということでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

渡部課長。

〇上下水道課長 (渡部守史君)

指摘を受けた経緯につきましては、令和元年度に令和元年度の借入額を協議している中で平成30年度借り上げの部分に話が及びまして、「これは算定に含めちゃいけないですね」というようなことを担当者と機構の中で、その時点で発覚した形になります。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

そういう経緯で発覚して、これはもう繰り上げ償還しなきゃいけない事例に当たりますよということになったということですか。

〇委員長 (河野龍二委員)

渡部課長。

〇上下水道課長 (渡部守史君)

はい、おっしゃるとおりでございます。その中で機構側が「これは当然繰り上げ償還に該当します」といった形で指摘を受けております。

〇委員長 (河野龍二委員)

私も質疑をしたいので、委員長を交代します。

〇委員 (八木亮三委員)

質疑はありませんか。

河野委員。

〇委員長 (河野龍二委員)

私も確認の意味で質問をさせていただきます。説明の中では平成30年度に借り入れた一部を返済されたということですね。内容を聞くと、本来ならば令和元年度で借り入れる部分を前年度に借りていたということ。一部の返済で現状良かったのか、その辺はどういう形になっているのか教えていただきたいと思います。

〇委員 (八木亮三委員)

渡部課長。

〇上下水道課長 (渡部守史君)

まず該当する部分だけになるわけでございますけども、予定されている機構側が利益として得る利息分と、私どもが繰り上げ償還をすることによって機構側としては繰り上げ償還分の資金が入ってくるわけです。その資金を借り、またほかの所に貸し出したことによって生じる利益を若干割引率という形で引いた分が補償金という形で、今回の繰り上げ償還の中に借りた分プラス補償金という形でお支払いするといった形になります。

〇委員 (八木亮三委員)

河野委員。

〇委員長 (河野龍二委員)

元年度で借り入れるところで、こういう事態があると分かったということで、そういう意味では、ほかの償還に影響を与えなかったのか。当然、これが突発的に返さないといけないという形になったと思うので。そうすると、本来ならばほかに返そうと思っていた起債に対しての影響はなかったのか。そこはどういう状況でしょうか。

〇委員 (八木亮三委員)

渡部課長。

〇上下水道課長 (渡部守史君)

ほかの借り上げた部分については影響ございません。対象となる部分だけが今回対象 でございます。

〇委員 (八木亮三委員)

委員長を交代します。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号令和3年度長与町下水道事業会計補正予算(第2号)の件を採

決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

〇委員長 (河野龍二委員)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

続きまして所管事務調査、新浄水場共同整備計画についての件を議題とします。調査 事項についての説明を求めます。

渡部課長。

〇上下水道課長 (渡部守史君)

それでは新浄水場共同整備計画の経過報告について御説明をさせていただきます。本年6月1日に、この共同整備計画の経過につきましては新浄水場共同整備検討調査の結果報告ということで一度お話をさせていただきました。本日はその後の経過について報告させていただきますが、前回話をさせていただいた浄水場整備に当たらない部分についても報告をさせていただきます。それではお手元の資料に沿って御説明をいたします。

1 共同整備目的。新浄水場を共同整備することで水道事業の経営基盤の強化を行うこ とにより、長崎市と長与町の水道利用者に対して、将来にわたって安全で安心な水道水 を安定的に供給することを目的といたします。前回、御説明申し上げたときは時津町を 含めた1市2町でございましたが、浄水場の共同整備については時津町は離脱をいたし ました。続いて2経過。令和2年3月27日に新浄水場共同整備検討調査業務委託に関 する基本協定書を締結。そして令和2年度、1年間かけて調査を行ってまいりました。 その報告を令和3年6月1日にさせていただいたところでございます。その後、新浄水 場及び周辺地域拡充に係る協議を行ってまいりました。令和3年10月13日、新浄水 場整備に係る民間活力導入可能性調査実施についての確認書成立とございますが、こち らは、この整備計画のスケジュールが非常にタイトであるということで、長崎市上下水 道局も民活の調査費用を早めに補正予算に計上したいということで、まだ事業合意前の 話でしたので、費用負担や合意に至らなかった場合に備え確認書を交わしたものでござ います。続いて3の内容でございますが、6月以降に動きがあったものでございます。 まず(1)時津町の離脱について。時津町は、今回の浄水場共同整備についてはメリッ トを見い出せないということで離脱をいたしました。時津町とはこれ以降、別の分野で 広域連携は検討していくことになるかと思っております。続いて(2)新浄水場民間活 力導入可能性調査業務委託についてでございますが、ページをめくっていただきまして、 資料①を御覧ください。こちらの業務は新浄水場共同整備事業を実施するにあたり、整 備期間や財政負担等の縮減、効率化を図るため、民間活力手法であるPFI等の導入可 能性について調査、検討を行うものでございます。また、令和2年度の新浄水場共同整

備検討調査業務にて検討した長崎市、長与町、時津町の1市2町による新浄水場の共同 整備方針については、今後、長崎市、長与町の1市1町で協議を進めていくことになっ たことから、共同整備後の水運用や整備内容、事業費等を昨年度の検討内容から若干で ございますが変更するといったことが業務目的でございます。続いて見開きの右の方に いっていただきまして、資料②新浄水場共同整備イメージ図でございます。浦上ダム、 萱瀬ダム、JRトンネル湧水を水源とした新浄水場を建設して、長与町の更新が迫って いる第1浄水場と東高田浄水場、笠山浄水場を廃止いたします。作られた水は、東高田 2 号配水池で受ける予定でございます。ページをめくっていただきまして、道の尾のグ ラウンド代替地及び市道住吉町高田郷線の整備案についてでございます。ここにつきま しては、浄水場共同整備とリンクをさせながら長崎市と協議をしてまいりました。まず、 道の尾グラウンドの代替地でございますが、長崎市上下水道局が所有し、浦上浄水場の 排水処理施設が設置されている用地について、代替地とする見通しがついております。 代替地が赤紫の部分で、青紫のところが今の道の尾グラウンドになります。それの代替 地が現浦上浄水場の排水処理施設が設置されている用地となっております。次に市道住 吉町高田郷線の整備、安全対策についてですが、図面では便宜的に関係箇所を3つに分 けており、上から蓬莱橋区間、新浄水場区間、排水処理施設用地区間としております。 蓬莱橋区間につきましては、即効性のある短期的な対策としてグリーンベルト、カラー 舗装により車道と歩行空間を明確にいたします。新浄水場区間につきましては現況道路 に歩道2メートルを拡幅いたします。その分の用地については長崎市上下水道局が道の 尾グラウンドの一部を歩道用として提供すると。排水処理施設用地区間については現況 道路に歩道2メートルを拡幅いたします。その分の用地については長崎市上下水道局が、 現排水処理施設がある部分を2メートル提供するということでございます。いずれの箇 所も、歩道整備に係る費用は長崎市が負担いたします。今後の事業スケジュールでござ いますが、資料④を御覧ください。先程御説明した民間活力導入可能性調査の履行期間 が令和4年12月9日まででございます。その後、要求水準書を長崎市と協議し、仕上 げながら事業選定。そして令和6年度で詳細設計を進めながら、できる部分については 工事も並行して進め、令和10年度中の供用開始を予定しているところでございます。

以上で新浄水場共同整備計画の経過報告についての説明を終了いたします。

〇委員長 (河野龍二委員)

それでは、しばらく休憩いたします。

(暫時休憩)

〇委員長 (河野龍二委員)

休憩を閉じて委員会に戻します。

以上で新浄水場共同整備計画の所管事務調査を終了いたします。お疲れさまでした。 場内の時計で10時50分まで休憩いたします。

(休憩 10時40分~10時50分)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまより本会議におきまして、委員会に付託を受けました議案第68号令和3年 度長与町一般会計補正予算(第9号)、建設産業部の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山口部長。

〇建設産業部長(山口新吾君)

皆様おはようございます。それでは議案第68号令和3年度長与町一般会計補正予算 (第9号)の建設産業部所管の補正予算につきまして、各所管課長より説明をいたしま すので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〇建設産業部長(山口新吾君)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

皆様おはようございます。それでは産業振興課所管分につきまして御説明をいたします。初めに予算書の6ページをお開きください。第3表債務負担行為でございます。令和3年5月31日、長崎県林業公社が日本政策金融公庫から利用間伐推進資金として、間伐に係る計画に基づいて実施するための必要な資金1,100万円を借り入れました。これにつきまして、日本政策金融公庫が長崎県林業公社へ貸し付けを行ったことにより損失を受けた場合、長崎県が損失を補償する契約が同日なされております。長崎県が日本政策金融公庫へ損失を補償した場合に、長崎県が受けた損失補償額の一部を14市町でございますが、関係市町で補償するものでございます。

それでは一般会計補正予算(第9号)に関する説明書により説明をいたします。初めに歳入を御説明いたします。8、9ページをお開きください。17款1項7目1節ふるさと長与応援寄附金7,000万円の増額をお願いするものでございます。令和3年度4月から10月までに受け入れた金額を基に前年度と伸び率など比較を行い、令和3年度の寄付見込み額を当初8,000万円としておりましたところを1億5,000万円へ増額させていただき、7,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして歳出でございます。 16、 17ページをお開きください。 2 款総務費 2 項 徴税費 1 目税務総務費の 10、 11、 12 節につきましては、ふるさと長与応援寄附金に関するものでございます。歳入でも御説明を差し上げましたが、寄付金の見込み額を当初予算におきまして 8,000万円と算出計上しておりましたところ、 4 月から 10 月まで前年度から伸び率などをポータルサイト別に比較して、令和 3 年度寄付額を 1 億 5,000万円と見込んだことにより費用の増額となっております。 10 節需用費は返礼品購入費で 2,100万円の増額は寄付をいただいた方々へお送りする返礼品購入費、寄付額の 3 割を上限としております。続きまして 11 節役務費、合計額 1,690万5,000円の増額補正でございます。 1 行目、通信運搬費 9 8 6 7 5,000円は返礼品

の発送費、1件当たり1,200円を想定しており発送費の増額補正となっております。 2行目、ふるさと納税サイト利用料704万円は、寄付者がインターネットサイトを通 じ寄付されたときのサイト利用料、寄付者がクレジット決済などにより寄付をされると きに発生する決済手数料の増額分でございます。次に12節委託料のふるさと納税業務 委託料767万8,000円でございます。寄付見込み額が1億5,000万円に増額し たことに伴い、委託料も増額補正でお願いしているところでございます。

以上が産業振興課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (河野龍二委員)

山崎課長。

〇土木管理課長(山﨑昇君)

おはようございます。それでは土木管理課所管分について御説明いたします。今回の補正につきましては、8月の豪雨に伴う災害事業に関するもの及び通常事務に伴う補正です。それでは予算書の5ページをお開きください。第2表繰越明許費になります。上段にあります8款土木費3項河川費の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業3,220万円が土木管理課所管分です。繰り越しの理由として、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業は事業の採択後に調査、設計業務及び工事となることから、年度内完成が困難な状況となっております。当初の発注業務から標準的な工期の設定を行うため、今回の議会において繰り越しの承認をいただくものとなります。

続きまして7ページをお開きください。第4表地方債補正になります。上段にありま す、がけ崩れ対策事業の起債限度額を720万円、新たに追加しております。

続きまして、長与町一般会計補正予算に関する説明書、歳入の8、9ページをお開きください。一番上にあります15款2項6目土木費県補助金2節河川費補助金2,415万円の計上でございます。内容は、8月の豪雨により発生したがけ崩れの対策工事を行うための補助金です。名称は長崎県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費補助金です。財源の内訳は、事業費の2分の1を国が、4分の1を県が、残り4分の1を町が負担することになります。今回の計上分は、国費と県費をまとめて県補助金として事業費予定額の4分の3相当分を計上しております。続きまして、一番下にあります21款1項1目土木債4節がけ崩れ対策事業債720万円の計上でございます。これは災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に対応する起債となっております。

続きまして歳出になります。26、27ページをお開きください。中段にあります8 款1項1目土木総務費は全て土木管理課です。12節委託料は390万円の増額計上で ございます。高田南の区画整理地内において、年度内に複数の区画道路が完成し供用開 始を予定しておりますことから、道路台帳の整備に係る費用が不足するため増額をお願 いするものでございます。8款3項2目がけ崩れ対策費は12節委託料1,180万6, 000円及び14節工事請負費2,039万4,000円の計上でございます。これは8 月の豪雨により発生した東高田38地区に位置するがけ崩れに伴う対策費用です。 以上が土木管理課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願いします。

〇委員長 (河野龍二委員)

それでは、これから質疑を行います。まず、産業振興課についての質疑を行いたいと 思います。予算書の6ページ、歳入8ページから9ページ、歳出16、17ページです けど、全てにおいて質疑を受け付けたいと思います。

質疑はありませんか。

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

参考までに。ふるさと長与応援寄附金の件ですが、昨年度と同じぐらいになるんですか。1億5,000万円というのは、昨年度と比較してどのぐらいになるんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

令和2年度の申し込みは9,800万円程度でございましたので、今回1億5,000万円です。4割ほど増えるような計算でやっております。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

そうすると、増えた要因といいましょうか、返礼品の種類なり、平均単価なり、何か 分析されたものは今の時点で何かありますでしょうか。もしあれば。

〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

まず返礼品の数が、令和2年度末272種類だったのが512種類になっております。 ほとんどのものが元々あったものの定期便とか、あとは商品を組み合わせたものにはなりますが、そのほか新しく人間ドック、あとはグルテンフリーのお菓子とか、今注目されているもの。あとはイチジクなど農産品も追加して、返礼品の増加により、寄付の増加に繋がっていっているものだと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

ふるさと納税サイトを拝見したんですが、中には新型コロナ対策の次亜塩素酸水とか、 そういうものもあったんですが、見たところ実際に長与で製造しているものではあった ようですが、ああいうものも長与の町内産品ということで大丈夫なんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

国からの指導により返礼品はまずは特産品。そのほか長与町内で加工されているものとなっており、今回の消毒水についても長与町で加工、生産されていますのでOKという承認をいただいております。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

それでは続きまして、土木管理課についての質疑を行います。予算書、また説明書、 全てにおいて受け付けます。

質疑はありませんか。

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

繰越明許費を補正と併せて計上をされておりますけども、26、27ページで委託料と工事請負費ですけども、現時点で繰り越ししなければ間に合わないというところで、今回繰り越しも併せて計上されているということだと思うんですが、そうなると委託の分も繰り越しになるのかということと、14節工事請負費2,039万4,000円の工期は実際のところどれくらいで設定をされるのか。そこ2点お願いします。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇土木管理課長(山﨑昇君)

まず委託ですけども、今回、繰り越しの承認を得られれば速やかに発注をかけたいと 思います。分筆とか、測量、土壌の調査もありますので来年5月ぐらいの委託を考えて おります。工事につきましては全て繰り越しとなりますが、委託が終了して来年度末ま での工期で完成を考えているところです。同じように皆前地区のがけ崩れ対策工事につ きましても今年度末を予定しておりますので、同じような格好で考えております。

〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

確認ですけども、工事については未契約で、来年度発注をして来年度中に終わらせる という理解でよろしいでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇土木管理課長(山﨑昇君)

はい。その理解で問題ありません。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかにありませんか。

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

27ページの8款1項1目12節の道路台帳作成整備委託料ですが、先程の説明だと 高田南土地区画整理事業に伴うものということでしたけど、供用開始されてからまとめ て作るとかじゃなくて、一定出来た分をそういう台帳に作成していく必要性があるのか、 どういうものか説明していただいてよろしいですか。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇土木管理課長(山﨑昇君)

道路台帳の整備になりますが、基準日が4月1日で3月31日までに完成したものについて、告示を行って道路台帳を整備することで来年度の交付税の対象となることから、完成が4月にずれると来年度になるんですけども、3月に完成するということで、道路台帳を早急に整備する必要があるということで今回上げさせていただいております。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

ちなみに、これは委託料ですので委託先があると思うんですが、こういうのは、そういう特定の専門の団体なんですか。それとも入札みたいなものになるんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇土木管理課長(山﨑昇君)

今、長与町において道路台帳を整備していただいているのが扇精光が行っています。 システムもそうですけども、そこに頼むことで安価になるということで、1社随契とい う格好で行っております。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

それは、もう過年度からずっとその会社ですか。それとも年度ごとには一応精査する というか、違う所も検討されるんですか。ちょっとお願いします。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇土木管理課長(山﨑昇君)

過年度から行っております。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

これで建設産業部所管についての質疑を終了いたします。お疲れさまでした。 暫時休憩いたします。 (暫時休憩)

〇委員長 (河野龍二委員)

では休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き議案第68号、ただいまより教育委員会所管について議題といたします。本 案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

〇教育総務課長 (森本陽子君)

お疲れさまです。教育総務課、学校教育課所管分の補正予算について説明をさせていただきます。長与町一般会計補正予算(第9号)に関する説明書の8、9ページをお開きください。歳入です。21款町債1項町債2目教育債3節中学校施設整備事業債は、長与第二中学校校舎屋上防水工事分です。設計委託料154万円、工事費、設計監理委託料の合計3,730万円のそれぞれ75%です。

歳出です。30、31ページをお開きください。10款教育費1項教育総務費2目事務局費18節負担金、補助及び交付金の外国青年招致事業負担金は、コロナにより渡航延期になっていた外国語指導助手2名に係るものです。航空運賃値上げに伴う渡航費用負担金不足額18万円と渡航前のPCR検査費用及び追加健康診断書取得費用負担金14万円です。3項中学校費1目中学校管理費12節の設計監理委託料と14節の校舎整備工事費は、長与第二中学校校舎屋上防水工事分です。長与第二中学校校舎の屋上は、これまで部分改修を行っておりましたが、8月の長雨で教室内にまで雨漏りが発生したことにより、今回、全体的な防水工事を行うことにしました。早期の工事着工で改善を図りたいため補正予算書5ページで繰り越しをお願いし、翌年度にわたる工期を設定して発注する予定です。工期は約180日間を予定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (河野龍二委員)

続きまして生涯学習課の説明を求めます。 北野課長。

〇生涯学習課長(北野靖之君)

よろしくお願いいたします。令和3年度長与町一般会計補正予算(第9号)の生涯学習課所管分につきまして説明をさせていただきます。説明書の30、31ページをお願いします。下段、10款6項1目社会教育総務費1節報酬の一般事務補助パート報酬20万4,000円と4節共済費の3行目、会計年度任用職員社会保険料5万円と8節旅費の会計年度任用職員通勤手当1万1,000円が生涯学習課所管分です。令和4年1月27日から産休に入る職員の代替に係る経費を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (河野龍二委員)

それではまず教育総務課、学校教育課から質疑を行いたいと思います。議案の中身、

説明書、併せて質疑を受け付けます。質疑はありませんか。 中村委員。

〇委員(中村美穂委員)

説明書の30、31ページの10款3項1目中学校管理費です。第二中学校屋上防水工事ということで伺いました。実際、夏の長雨、8月の豪雨の際に学校だより等々、私もそういった緊急的な大変な状況にあるということで学校も見に行ったんですけれども、その際、現状を全部見たわけではないんですけど、その教室が全く使えないということだったので、ほかの教室に移動して。それから、そういったことで体操服とか、着替えができないから体操服登校になっているとか。保護者とか、先生とかにいろいろ聞いたので、もしかしたら間違っているところがあるかも分かりませんけれども、夏ですし、体操服登校もやむを得ないのかなというところもあって、それは緊急的な、とにかくどうにかして欲しいということで、何度も応急的な処置ということで考えられて。私はこの議案が上がったときに、大掛かりにやらなくてはならないんだということを分かったんですね。現在は教室を代えて授業をしているっていう状況に、今なかなかコロナ禍で学校に行くこともないので、そののちのことを私も知らないんですけれども、現状もその教室に代わって授業をずっと受けていらっしゃるものなのか。先程工期は180日間とお伺いをしましたが、もちろんこの議案が通ってからということになると思いますから、予定として、いつの時期にやるということで考えているのか教えてください。

〇委員長 (河野龍二委員)

森本課長。

〇教育総務課長 (森本陽子君)

まず、今の教室の使用状況ですけれども、二中の先生方にはもう大変お手数と御迷惑をお掛けしたんですけれども、教室を移動してもらい、移動した教室で授業をしていただいております。工事の大体の予定ですけれども、補正が承認されたら2月の初めから7月の終わりまでを予定しております。直接的に内部に雨水が浸透している所を先にして、梅雨の時期にまた被害が出ないようにしようとは思っております。

〇委員長 (河野龍二委員)

田中理事。

〇教育委員会理事 (田中真君)

学級について補足をさせていただきます。現在使用している学級は、以前、通常の学級として使用していた学級を、そのまま移動して使用しております。

〇委員長 (河野龍二委員)

中村委員。

〇委員(中村美穂委員)

私も教室が移ったというのは見せていただいたんですけども、見た目にはそう変わってない。ただ、教室が本来であれば順番に並んでいるところが、ちょっと変わってしま

っていて、子どもたちがどうなのかって。最初は、元々の所では危険があるということもありますし、もちろん雨漏り等々していて、いろんな写真も撮ってらっしゃったので、バケツを置いたり、何かいろんなものを見せていただいたんですけど、そういったことで中学生ですから勉強に身が入らないといけないなと思っていまして。今、変わって、教室で対応をしているということですけれども、そうした場合ほかに更衣する場所がっていうことで、体操服登校とそのときは聞いたんですけれども、今もそういった状況で、制服ではなくて体操服等で、そこまでは教育委員会は御存じないでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

森本課長。

〇教育総務課長 (森本陽子君)

工事の事務連絡で話をしたときには、恐らく今も体操服登校をされていると思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

竹中委員。

〇委員(竹中悟委員)

参考までに、外国青年招致事業の中で、大体これはどこの国から招集していますか。

〇委員長 (河野龍二委員)

田中理事。

〇教育委員会理事 (田中真君)

今回はアイルランドから2名来ております。

〇委員長 (河野龍二委員)

竹中委員。

〇委員(竹中悟委員)

今のコロナ対策で、この辺はかなり航空運賃も高くなっているだろうし、あとPCR 検査も1回陰性になって、また陽性になるという可能性が十分あるわけですね。その辺 の水際対策というのは、もちろん政府の方から指示があっているんだと思うんですけど、 現状長与町についてはどのような形になっているんですか。

〇委員長 (河野龍二委員)

田中理事。

〇教育委員会理事 (田中真君)

入国後、JETプログラムが用意したバスで指定の宿泊施設に2週間待機をして、その間も検査と体調管理を確認しながら本町の方へ来ております。

〇委員長 (河野龍二委員)

それでは生涯学習課についても質疑をしたいと思います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

それではこれより議案第68号令和3年度長与町一般会計補正予算(第9号)の産業 文教常任委員会所管分についての討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号令和3年度長与町一般会計補正予算(第9号)の産業文教常任 委員会所管分の採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お疲れ様でした。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

〇委員長 (河野龍二委員)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまより所管事務調査、長与三彩窯跡関連遺構についての件を議題といたします。 調査事項についての説明を求めます。

北野課長。

〇生涯学習課長(北野靖之君)

それではお手元の資料に基づき、説明をさせていただきます。長与三彩関連遺構発掘調査事業の概要でございますけれども、2.事業期間として、令和3年度、令和4年度、第1期、第2期としての発掘調査を行います。3か年計画のうち令和5年度、最終年度に報告書を作成いたします。次に4.効果を読ませていただきます。長与三彩を作陶していたとする場所、もしくは窯の存在等を解明することに主眼を置いているが、当該地は、隣接する登窯「長与皿山窯跡」の作業場としての機能があった可能性もある。ゆくゆくは登窯を含めたところで地方指定文化財とする為の基礎資料を得ることができれば、遺跡の活用や保存に対して、理解を深めることができる。また、郷土を代表する遺跡として地域住民の文化財愛護の精神を高めることができる。としております。次に調査箇所になりますけれども、2ページ目をお願いします。2ページ目の色が付いてある所が前年度土地を購入した場所になります。そのうちの黄色の部分、80番地の所は宅地部分で今回発掘調査を2年間、報告書を含めて3年間でする場所になります。右側が航空写真になります。最後のページをお願いします。先程の黄色の場所を拡大した図面になります。赤で囲まれている部分がそうです。このうちの黒文字十字架で書かれている部分、ここが68平米で、今年度に発掘する調査の場所になります。以上になります。

それではこれから質疑を行います。 質疑はありませんか。 八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

今回の発掘調査以外の部分にも関わってくるかもしれないんですけれども、昨年12月議会の吉岡議員の一般質問だったと思うんですが、長与三彩横の登窯の用地について、10筆のうち3筆が未購入という答弁があったんですが、もしよければ、せっかく地図があるので、未購入の土地とか、その辺を御説明いただければと思うんですが。

〇委員長 (河野龍二委員)

北野課長。

〇生涯学習課長(北野靖之君)

2ページ目の図面をお願いします。この中で色が付いている部分の左側、番地として60、63、65、68とあります。この辺りが長与皿山登窯になります。そのうち「長与町」と入っている箇所はすでに長与町が購入している土地になります。ですから、65、68、73の3か所が未購入の場所となります。右側の航空写真でも「長与町」と入っていない所になります。この部分も含めて今後計画として購入をさせていただいて、全体的に保存活用をしていくという計画を立てております。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

私もこの地域がそういう発掘、保存の対象となった頃からの話を知らない部分があるので御説明いただいて申し訳ないんですが、今回の発掘、色の付いた部分の所で、もし芳しい調査結果、発掘物が無かった場合でも、全体的な長与焼とか、もう購入済みの所等は、遺跡的なことで保存、活用は変わりなく進められるんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

北野課長。

〇生涯学習課長(北野靖之君)

今回80番地の土地、その上の山林、畑の部分を買わせていただきましたけれども、この80番地につきましては平成17年に、そのときの一部分の発掘調査において既に長与三彩の破片が出ておりますので、その部分で一定の成果が出ていると思っております。今後、もし出土されなかった場合も周知の埋蔵文化財包蔵地として保存と管理をしていく必要があると思いますし、先程も言いましたように隣の長与皿山登窯との関連性も含めて、今後長期的に保存、管理をしていく計画をしております。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

実は現地等は行ったことがなくて申し訳ないんですが、長与焼の窯跡というんですか、 航空写真でいうと黄色い所、左側かと思うんですが、その辺りは、現在は保存して、例 えば一般の人が見れたりとか、どういう使われ方をされているんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

北野課長。

〇生涯学習課長(北野靖之君)

ここも長与皿山窯跡の周知の埋蔵文化財包蔵地として県に届け出をしていまして、定期的に保存、管理をしております。この部分に関しては地域子ども教室であったり、遺跡めぐり研修会であったり、そういったことで町民を集めて、この場を実際歩いて登窯を見てという研修をしておりますので、一般の方も見ることはできます。

〇委員長 (河野龍二委員)

西田委員。

〇委員(西田健委員)

参考までに教えて欲しいんですけども、購入されてない部分、65、68、73とありましたけども、まだ購入されていない、何か遅れている理由とかあるんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

北野課長。

〇生涯学習課長(北野靖之君)

購入できていない土地につきましては、地権者が売りたくないという意向を示されておりますので、町として保存、管理を今後していきたいということで今、粘り強く交渉をしているところであります。ちなみに65、68、73、そして今回、昨年度になりますけど、75とか買わせていただいた土地は物原と言いまして、陶器関係が捨てられた場所ということで、こういったものも大事な文化財であるということから、今回、畑、山林の部分も買わせていただいております。

〇委員長 (河野龍二委員)

西田委員。

〇委員(西田健委員)

売りたくないという方がおられるということなんですけども、粘り強く交渉するということですけども、現状、感触とかあるんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

北野課長。

〇生涯学習課長(北野靖之君)

やはり、なかなか厳しいところがありまして、10何年以上前から、1人の方の持ち 主になるんですけれども、なかなか売っていただけない状況でございます。

〇委員長 (河野龍二委員)

では質疑をしたいので、委員長を交代します。

〇委員 (八木亮三委員)

質疑はありませんか。 河野委員。

〇委員長 (河野龍二委員)

私も全く素人でよく分からないんですが、最後のページで第1期調査区で先程十字架のような形で調査をするということで、なぜこういう形で調査をされるのか、ここが重要な部分だったのか。こういう調査方法を教えていただければと思います。

〇委員 (八木亮三委員)

北野課長。

〇生涯学習課長(北野靖之君)

十字架部分の下に四角があると思います。これは物置関係がありまして現在もう既に壊れていた分で撤去していない所なんですけれども、そのすぐ左の四角が家になります、居宅ですね。今年度、発掘調査をする場所は居宅以外ということでしていますけれども、全体面積の10%から20%ぐらいしか掘ってはいけないとなっておりますので、来年度も恐らく68平米、違う場所ですね、居宅がある部分の68平米をするんですが、十字架の所を今回した理由と言いますと、居宅以外の場所っていうのがまず一つ。それから、専門的な御意見をいただきながらこの場所になったんですけれども、先程説明しました2005年に発掘調査を一部分した場所が、この図面で言いますと、居宅のある四角の真下、A4を縦に見ていただいた分の真下の部分が前回発掘調査をした場所になりますので、恐らくそういったこともあって右側の場所になったと思われます。

〇委員 (八木亮三委員)

河野委員。

〇委員長 (河野龍二委員)

今説明された、まずは居宅以外の場所というのと、10%から20%しか掘ることができない理由は何なんですか。それが調査のやり方というものなのか。そのルールが決まっているのか。教えていただきたいと思います。

〇委員 (八木亮三委員)

北野課長。

〇生涯学習課長(北野靖之君)

ルールにつきましては、正確には決まっていないそうなんですけれども、通常、今回 みたいな保存目的の発掘調査をする場合は、この赤の部分、全体面積のうちの10%から20%ぐらいを掘れば十分分かるだろうということと、それ以外、大きく掘ってしまったら保存の意味がなくなるということで、県の指示を受けております。

〇委員 (八木亮三委員)

河野委員。

もう一つ、先程言われた居宅の真下に出てきたとなると、出てくる可能性がある所から発掘した方が成果は出てきそうですけど。居宅以外の所をというのは、ここは1回調査しているからという理由ですか。そこも教えていただければと思います。

〇委員 (八木亮三委員)

北野課長。

〇生涯学習課長(北野靖之君)

居宅以外の場所になりますけれども、今回2年間かけて発掘調査をしますが、居宅部分は作業の休憩所であったり、トイレとして現在は活用しております。2年間かけて行う上で、そういった作業場も必要だということから居宅を残しているんですけれども、今回これが終わったら居宅部分を来年度は壊して、そこを作業する計画にしております。

〇委員 (八木亮三委員)

委員長を交代します。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で所管事務調査、長与三彩窯跡関連遺構についての件を終了いたします。

以上で本日の委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

(閉会 11時50分)